

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を1人置き、<u>広報・国際担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 教育研修 (教育研修)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス記録)</p> <p>第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を<u>定期的</u>に又は<u>随時</u>に分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を1人置き、<u>理事(広報・国際担当)</u>をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 教育研修 (教育研修)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前3項の措置を講ずる場合には、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についても、職員と同様の措置を講ずる。</u></p> <p>第6章 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス記録)</p> <p>第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を<u>定期的</u>に分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(アクセス状況の監視)</u></p>	

<p>(新設)</p> <p>(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)</p> <p>第 18 条 保護管理者は、<u>コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 7 章 情報システム室等の安全管理</p> <p>(入退室の管理)</p> <p>第 26 条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等(以下「情報システム室等」という。)に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、<u>入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員等の立会い等の措置を講ずる。</u>また、保有個人情報を記</p>	<p>第 16 条の 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、<u>当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、一定数以上の保有個人情報ダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(管理者権限の設定)</p> <p>第 16 条の 3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、<u>情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(不正プログラムによる漏えい等の防止)</p> <p>第 18 条 保護管理者は、<u>不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)</p> <p>第 25 条の 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、<u>当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)</u>等の必要な措置を講ずる。</p> <p>第 7 章 情報システム室等の安全管理</p> <p>(入退管理)</p> <p>第 26 条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室<u>その他の区域</u>(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、<u>入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的</u></p>	
---	--	--

<p>録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずる。</p> <p>2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による<u>入退室</u>の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、<u>入室</u>に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等 (業務の委託等)</p> <p>第29条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における<u>責任者等の管理体制</u>、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1) 個人情報に関する秘密保持等の義務</p> <p>(2) 再委託の制限又は条件に関する事項</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 違反した場合における<u>契約解除の措置</u>その他必要な事項</p>	<p><u>記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置</u>を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずる。</p> <p>2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による<u>入退</u>の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、<u>立入り</u>に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等 (業務の委託等)</p> <p>第29条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における<u>責任者及び業務従事者の管理及び実施体制</u>、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1) 個人情報に関する秘密保持、<u>目的外利用の禁止</u>等の義務</p> <p>(2) 再委託の制限又は<u>事前承認等再委託に係る条件</u>に関する事項</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 違反した場合における<u>契約解除、損害賠償責任</u>その他必要な事項</p>	
---	--	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第10章 監査及び点検の実施 (評価及び見直し)</p> <p>第34条 総括保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の措置を講じた場合は、その旨を速やかに学長に報告するものとする。</p>	<p>2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、<u>委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。</u></p> <p>3 <u>委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第10章 監査及び点検の実施 (評価及び見直し)</p> <p>第34条 総括保護管理者及び保護管理者等は、保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 総括保護管理者及び保護管理者等は、前項の措置を講じた場合は、その旨を速やかに学長に報告するものとする。</p>	
---	--	--

附 則 (細則第10号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。